都市再構築型優良建築物等整備事業(都市機能の誘導)

事業概要

まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現に資するため、まちの拠点となるエリアにおける医療・福祉等の都市機能を導入する優良建築物等を整備する。

補助対象事業			
事業タイプ		<u>対象地区</u> (立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域内で、下欄に該当する区域)	対象となる誘導施設 (立地適正化計画に位置付けられたもの)
人口密度維持タ イプ	①人 ②駅:	要件を満たす中心拠点区域等(※ 三大都市圏域の政令市及び特別区を除く) 口集中地区 から半径1kmの範囲内又はバス停等から半径500mの範囲内 共用地率15%以上	医療施設福祉施設教育文化施設(子育て支援施設含む)
高齢社会対応タ イプ	①高i ②バ	要件を満たす区域 齢者密度(65歳以上の高齢者)が40人/ha以上 ス・鉄軌道の停留所・停車場から半径100mの範囲内 共用地率15%以上の区域内	高齢者交流施設 (高齢者の相互交流や健康増進、生きがい活動 を目的として高齢者が交流する施設)

補助要件

- ■事業要件
 - ・誘導施設を整備すること
 - ・地区面積が概ね300㎡以上
- ■補助対象費用
- ①調査設計計画
- ②土地整備(除去費等)
- ③共同施設整備(共用通行部分、空地等の整備)
- ④用地取得費(緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地 に相当する部分に限る。)
- ⑤ 専有部整備費 (誘導施設の部分に限り、購入費は含まない。 民間事業者等の場合、整備費の23%)

施行者

地方公共団体、民間事業者、地方住宅供給公社等

補助率			
	無助 學	地方公共団体	民間事業者等
	人口密度維持タイプ	国:1/2、地方:1/2	国:1/3、地方:1/3、民間:1/3
	高齢社会対応タイプ	国:2/5、地方:3/5	国:4/15、地方6/15、民間:1/3

特例措置

- ■交付対象事業費の嵩上げ
- ・右囲みのいずれかに該当する場合、交付対象事業費を1.2倍することにより、民間事業者等の負担を軽減
- ■土地取得費に対する支援
- ・都市機能誘導区域外から区域内 に移転する場合、土地負担の増 分の一部(23%)を支援

